

## 小郡市長車座トーク実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小郡市長車座トーク（以下「車座トーク」という。）の実施に関し必要な事項を定めるとともに、市長室で市民等と市長が市政に関する意見交換を行うことにより、市政に関する相互理解を深め、市民と行政によるまちづくりを進めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 車座トークに参加することができるものは、原則として市内に在住、在勤又は在学するおおむね5名以上10名未満の団体（以下「団体等」という。）とする。

### (実施方法)

第3条 車座トークは、第5条の規定により申込みがあった場合で、かつ、その申込みに対し、第6条の規定により市長が実施することを決定した場合に実施する。

2 車座トークは、原則として年末年始の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に、1回当たりおおむね60分を限度に実施する。

3 同一の団体等に対する車座トークの実施は、小郡市長出前トーク実施要綱（平成30年小郡市告示第109号）に規定する出前トークと合わせ、同一年度2回までとする。

4 車座トークの実施に当たっては、その内容により担当課と調整するものとする。

### (実施場所)

第4条 車座トークは、市長室で実施することを基本とする。ただし、参加人数等によっては、別室で実施することができるものとする。

### (申込方法)

第5条 車座トークの実施を希望する団体等の代表者は、実施希望日のおおむね7日前までに小郡市長車座トーク実施申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。）を用いて申込を行う場合は、この限りでない。

### (決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに実施の可否を決定し、小郡市長車座トーク実施・不実施決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、車座トークの実施に当たり、必要があると認めるときは、前項の規定による実施決定に条件を付すことができる。

### (実施の制限)

第7条 市長は、車座トークの内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、車座トークを実施しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とするおそれのあるもの
- (3) 批判、苦情処理、個別陳情等を目的としたものと認められるもの

- (4) その他車座トークの実施目的に反するおそれのあるもの  
(実施の取消し等)

第8条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、車座トークの実施決定を取り消し、又は車座トークを中止することができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 実施決定の内容や条件に違反したとき
- (3) 緊急やむを得ない事態が発生したとき
- (4) その他市長が必要と認めるとき

2 緊急やむを得ない事態が発生した場合は、車座トークの実施日程を変更できるものとする。

(庶務)

第9条 車座トークに関する庶務は、経営政策部経営戦略課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。